

2024/2025 年合格目標

Social Insurance & Labor Specialist

社会保険労務士講座

# 完全合格テキスト



## 労働保険徴収法



資格★合格クリアール



## 本書の使い方

本書は、社会保険労務士の受験対策用に書き下ろしたテキストです。社会保険労務士試験は法律の試験です。法律は、制定の趣旨や仕組みの理解が重要です。そこで本書は、理解に重点を置いていただくような構成にしています。

また、受験対策として使えるために、過去10年間の本試験問題を徹底的に分析しています。

本書は、独学でもわかるように丁寧に解説を加えていますが、ページ数の関係もあり、すべてを詳しくというわけにはいきませんでした。それを補う意味で学習アイコンを用意し、学習効率を上げる工夫をしています。受験対策としては、本書と同時に、「完全過去問題集」を併用されると効果がグンとアップします。

本書を効果的に活用して令和6年の合格を勝ちとられることを願っています。

令和5年12月1日

## ▶本書の法令名とその略語

法令名	略語
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	徴収法
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令	徴収令
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則	徴収則
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（政令・省令）	整備法（令・省令）
次官又は官房長が発する労働保険徴収課関係の通達	発労働
労働保険徴収課長名で発する通達	労働徴
労働保険徴収課長が疑義に依って発する通達	労働徴収
労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令	報奨金政令

## ▶学習アイコンの説明



実際に学習する前に、結論のイメージを表示します。



新設された事項や前年度から改正になった事項です。



専門用語・法律用語をわかりやすく解説しています。



理解を手助けするオリジナルチャートです。



理解が困難な個所について、理解のツボを、わかりやすく解説しています。



合格するためには、最後は「記憶」です。本試験で出題されたキーワードをまとめています。



行政側の解釈基準である通達と裁判例を紹介しています。



過去の実績に基づき、受講生から質問が多い過去問をピックアップし、解説しています。



学習のヒントや、ワンポイントアドバイス等の一言コメントです。

本文中、赤色で表記している箇所がございますが、基本的に過去20年間に出题された問題の「解答キーワード」を指しています。

択一式のキーワード・・・赤字      選択式で抜かれた語句・・・網掛け

**労働条件の決定【労基法2条】**

- ① 労働条件は、労働者と使用者が、**対等の立場**において決定すべきものである。
- ② **労働者及び使用者**は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。



●本条は、1条と同じく訓示の規定であり、**就業規則等の遵守義務に違反しても労働者、使用者双方に対して罰則の定めはない。**

赤字は択一式のキーワード

選択式で抜かれた語句は赤の網掛け

# 目次

## 労働保険徴収法

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

### Chapter 1 総則

§ 1 総則 ..... 14

- ▶ 1-1 目的 ..... [1条]・14
- ▶ 1-2 定義 ..... [2条]・14
- ▶ 1-3 事務の所轄等と事業の種類 ..... [39条、則1条]・16

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

### Chapter 2 保険関係の成立と消滅

§ 1 強制適用事業の保険関係の成立と消滅 ..... 22

- ▶ 1-1 保険関係の成立 ..... [3条、4条、整備法7条、法附則3条]・22
- ▶ 1-2 保険関係の消滅 ..... [5条]・25

§ 2 暫定任意適用事業に係る保険関係の成立と消滅 ..... 26

- ▶ 2-1 保険関係の成立 ..... [整備法5条、法附則2条]・26
- ▶ 2-2 保険関係の消滅 ..... [整備法8条、法附則4条]・28

§ 3 保険関係の一括 ..... 30

- ▶ 3-1 全体像 ..... 30
- ▶ 3-2 有期事業の一括 ..... [7条、則6条]・31
- ▶ 3-3 請負事業の一括 ..... [8条、則7条～9条]・32
- ▶ 3-4 継続事業の一括 ..... [9条、則10条]・33

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

### Chapter 3 保険料と負担

§ 1	保険料	38
▶ 1-1	労働保険料の種類	[10条] 38
▶ 1-2	一般保険料の額	[11条1項] 38
▶ 1-3	賃金総額	[11条2項、則12条～15条] 39
▶ 1-4	一般保険料率	[12条] 42
▶ 1-5	労災保険の特別加入者についての保険料額と保険料率	……[13条～14条の2、則21条～23条の3] 45
§ 2	保険料の負担	49
▶ 2-1	労働保険料の負担	[15条～17条、31条他] 49
▶ 2-2	賃金からの控除	[32条1項] 51

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

### Chapter 4 保険料の申告と納付

§ 1	概算保険料	54
▶ 1-1	概算保険料の額と申告・納付の概要	[15条] 54
▶ 1-2	継続事業の概算保険料の額と申告・納付	[15条1項] 55
▶ 1-3	有期事業の概算保険料の額と申告・納付	[15条2項] 56
▶ 1-4	概算保険料の申告・納付先	[則38条] 57
▶ 1-5	概算保険料の認定決定	[15条3項・4項] 60
▶ 1-6	増加概算保険料	[16条、則25条1項] 61
▶ 1-7	概算保険料の追加徴収	[17条、則26条] 62
▶ 1-8	概算保険料の延納	[18条、則27条、28条] 63
§ 2	確定保険料	68
▶ 2-1	確定保険料の額と申告・納付	[19条1項～3項] 68
▶ 2-2	確定保険料の申告・納付先・還付・充当	[19条6項、則36条～38条] 70
▶ 2-3	確定保険料の認定決定	[19条4項・5項] 71
▶ 2-4	追徴金	[21条] 72
▶ 2-5	口座振替による納付等	[21条の2第1項] 72

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

**Chapter 5**      **メリット制**

§ 1 継続事業のメリット制 ..... 76

    ▶ 1-1 メリット制の適用要件 ..... [12条3項]・76

    ▶ 1-2 メリット制適用の効果 ..... [12条3項]・80

§ 2 労災保険率の特例 ..... 82

    ▶ 2-1 労災保険率の特例 ..... [12条の2、則20条の2]・82

§ 3 有期事業のメリット制 ..... 84

    ▶ 3-1 有期事業のメリット制 ..... [20条、則35条1項]・84

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

**Chapter 6**      **印紙保険料**

§ 1 印紙保険料 ..... 90

    ▶ 1-1 印紙保険料額と納付 ..... [22条、23条、則39条～43条]・90

    ▶ 1-2 帳簿の調製及び報告 ..... [24条、則54条、55条]・94

§ 2 印紙保険料の決定及び追徴金 ..... 95

    ▶ 2-1 印紙保険料の決定及び追徴金 ..... [25条]・95

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

**Chapter 7**      **特例納付保険料**

§ 1 特例納付保険料 ..... 98

    ▶ 1-1 特例納付保険料の納付 ..... [26条1項、則56条、57条]・98

    ▶ 1-2 特例納付保険料の納付の勧奨等 ..... [26条2項～5項、則58条、59条]・100

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

**Chapter 8**      **労働保険事務組合**

§ 1 労働保険事務組合 ..... 104

    ▶ 1-1 労働保険事務組合 ..... [33条]・104

    ▶ 1-2 報奨金 ..... [報奨金政令]・108

§ 2 責任等 ..... 110

    ▶ 2-1 労働保険事務組合に対する通知等 ..... [34条]・110

    ▶ 2-2 労働保険事務組合の責任等 ..... [35条]・111

    ▶ 2-3 帳簿の備え付け等 ..... [36条]・112



1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

## Chapter 9 督促及び滞納処分・延滞金

- § 1 督促及び滞納処分・延滞金……………114
- ▶ 1-1 督促及び滞納処分……………〔27条〕…114
- ▶ 1-2 延滞金……………〔28条〕…115

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

## Chapter 10 雑則・罰則

- § 1 雑則……………118
- ▶ 1-1 時効……………〔41条〕…118
- ▶ 1-2 その他……………〔29条、30条、42条、43条、45条他〕…118
- § 2 罰則……………121
- ▶ 2-1 罰則……………〔46条～48条〕…121

1st		2nd		3rd	
T	K	T	K	T	K

## Chapter 11 届出の整理、不服申立て

- § 1 届出の整理……………124
- ▶ 1-1 届出の整理……………124
- § 2 不服申立て・訴訟……………126
- ▶ 2-1 不服申立て・不服申立てと訴訟との関係……………〔行政不服審査法〕…126
- 別表……………128
- 巻末附録……………131



# 労働保険徴収法



# Chapter 1 総 則

## 学習のPOINT

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（徴収法）は、政府及び事業主の事務手続きの合理化・簡略化を図るために、従来別個に行われてきた労災保険と雇用保険の保険料の徴収事務を一本化するために作られた法律である。

択一式の本試験では、労災保険の間8以降3問、雇用保険の間8以降3問の合計6問出題される。近年、若干難しい問題が出題されることもあるが、4～5点は取れる。

どんな法律でも、初めは用語になじみがないため取り組みにくい点は徴収法においても同様である。

本章では、用語の意味やイメージをつかみながら確認することが重要となる。

内 容	条文番号	出 題 年 度									
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
§ 1 総 則											
▶1-1 目 的	1条							○			
▶1-2 定 義	2条	○			○		○			○	○
▶1-3 事務の所轄等と事業の種類	39条、則1条	○		○			○				

[表記の説明] ○ 択一式試験出題 ● 選択式試験出題 ■ 法改正

## § 1 総 則

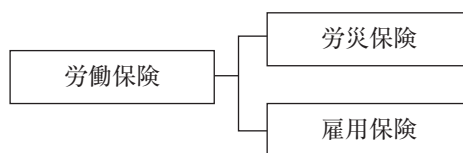
### 1-1 目 的

#### PREVIEW

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という）は、**労災保険と雇用保険**の保険関係を一体的に「労働保険」として取り扱い、保険料の徴収等の事務手続の前提となる適用事務を一元的に処理し、政府と事業主の事務処理の合理化、簡素化を図る目的で制定され、昭和47年に施行された。

#### 目的〔徴収法1条〕

徴収法は、労働保険の事業の**効率的な運営**を図るため、**労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等**に関し必要な事項を定めるものとする。



労働保険とは、労災保険及び雇用保険を総称した用語である。徴収法においては、事務手続きの簡素化のために、原則として、労災保険及び雇用保険を一元的に取り扱い、両保険に係る保険料について、不可分一体の「労働保険」として適用・徴収することとしている。

### 1-2 定 義

#### 定義〔徴収法2条〕

- ① 徴収法において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険を総称する。
- ② 徴収法において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のを除く。）をいう。
- ③ 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
- ④ 徴収法において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。



用語解説

## ● 賃金

賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うものをいう。なお、**通貨以外のもの**で支払われるものについては、「食事、被服及び住居の利益のほか、**所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長**が定めるもの」は賃金となるが、それ以外のものは賃金としない（徴収則3条）。



理解のツボ

- 3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金、臨時に支払われる賃金も、徴収法上の賃金に含まれる。他の科目の賃金・報酬の定義との違いに注意のこと。

【図表1-1-1 徴収法上の賃金に該当するか否かの具体例】

賃金として取り扱うもの	賃金として取り扱わないもの
基本給、賞与、有給休暇日の給与、能率給、保険会社等における外務員の歩合給、チップ（事業主から配分されて受けるもの）	労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するために、事業主が一定の率又は額の奨励金を当該労働者に支払ったときの奨励金（昭和50年労徴発15号）、 <b>退職金</b> 、退職後の給与、 <b>解雇予告手当</b> 、 <b>会社が全額負担する生命保険の掛金</b>
家族手当、勤務地手当、奨励手当、住宅手当、通勤手当、通勤定期券、日直・宿直料、単身赴任手当、超過勤務手当、皆勤手当、役職手当、技能手当	個人的・臨時的な吉凶禍福に対して支給される災害 <b>見舞金</b> 、結婚祝金、死亡弔慰金、傷病見舞金、出産見舞金等（ <b>労働協約等</b> によって事業主にその <b>支給が義務づけられていても賃金として取り扱わない。</b> ）
<b>休業手当</b> （労基法26条） <b>通勤災害による傷病の療養のため休業した期間中に支給される賃金</b> <b>育児・介護休業法に定める育児休業又は介護休業の期間中に支給される賃金</b>	労基法76条の規定に基づく <b>休業補償は、法定額（平均賃金の100分の60）を超えた部分を含めて賃金としない</b> （昭和25年基収3432号）。 健康保険法に基づく出産手当金・傷病手当金
所得税・雇用保険料・社会保険料等の <b>労働者負担分</b> （ <b>労働協約等</b> により、事業主にその <b>支払いが義務づけられているもの</b> ）	作業衣・被服費（昭和23年基発297号） 業務上着用することを条件として支給されている作業衣、現物支給の代わりとして支給される被服費相当額



通達・判例等

- 労働者が**在職中**に、退職金相当額の全部又は一部を**給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入する。**  
また、退職を事由として支払われる退職金であって、**退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの**については、一般保険料の算定基礎となる**賃金総額に算入しない**（平成15年基徴発1001001号）。
- 健康保険法の規定に基づく**傷病手当金に付加して事業主から支給される給付額は、恩恵的給付と認められる場合には、一般保険料の額の算定の基礎となる賃金総額に含めない**（昭和27年基収2244号）。

- **遡って昇給が決定**し、個々人に対する昇給額が未決定のまま離職した場合において、**離職後支払われる昇給差額**については、個々人に対して**昇給をすること及びその計算方法が決定**しており、ただその計算の結果が離職時までまだ算出されていない場合にも、事業主としては支払義務が確定したものとなるから、**賃金と認められる**（昭和32年失保収652号）。
- **住居の利益**は、住居施設等を無償で供与される場合において、住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない**定額の均衡手当が一律に支給されない**場合は、当該住居の利益は**賃金とならない**（福利厚生施設として取り扱われる）。
- 適用事業に雇用される労働者が事業主の命により**日本国の領域外**にある適用事業主の支店、出張所等に**転勤**した場合において当該労働者に支払われる賃金は、労働保険料の算定における**賃金総額に含める**。
- 法人の取締役であっても、業務執行権を有しないと認められる者で、事実上、業務執行権を有する役員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を受けている場合には労災保険が適用されるため、当該取締役が属する事業場に係る労災保険料は、当該**取締役**に支払われる賃金（法人の機関としての職務に対する報酬を除き、**一般の労働者と同一の条件の下に支払われる賃金のみをいう**）を算定の基礎となる**賃金総額に含めて算定**する（昭和61年基発141号ほか）。
- 賃金総額の算定に当たり、どの事業の「労働者」として取り扱うか？
  - a **労働者派遣事業により派遣される者**については、**派遣元事業主の適用事業**の「労働者」とする（昭和61年発労徴41号ほか）。
  - b **在籍出向による出向者**については、出向の目的、出向元事業主と出向先事業主の間で当該出向者の出向につき行った契約、**出向先事業における出向者の労働の実態**等に基づき、労働関係の所在を判断して、**出向元事業主と出向先事業主のいずれの「労働者」**であるかを**判断**する（昭和35年基発932号）。
  - c **二以上の適用事業主に雇用される者**は、**労災保険に係る保険関係**については、当該二以上の**それぞれの事業**において「労働者」とされる。一方、**雇用保険に係る保険関係**については、原則として、**主たる賃金を受け一の事業**において「労働者」とされ、それ以外の事業においては「労働者」としない（特例高年齢被保険者を除く\*）。
    - \* 特例高年齢被保険者については、雇用保険の保険料についても、それぞれの事業主が労働者に支払う賃金総額に、雇用保険率を乗じて計算するのを原則とする。
- **食事の利益（昭和30年基発644号）**  
以下のすべてに当てはまる場合には、福利厚生として取り扱う。（賃金に含めない）
  - ア 給食によって賃金の減額を伴わないこと。
  - イ 労働協約、就業規則等に定められて明確な労働条件の内容になっていないこと。
  - ウ 給食による客観的評価額が社会通念上僅少なものと認められる場合であること。
- **現物給与の価額（平成25年基発204001号）**  
本社及び支店等を併せて1つの適用事業所（一括適用事業所）とされている場合、支店等に勤務する被保険者（労働者）については、被保険者（労働者）の勤務地が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

## 1-3 事務の所轄等と事業の種類

### (1) 事業

事業とは、一つの経営組織として独立性をもったものをいう。労働保険は、他の法律と同様に、会社単位ではなく事業（所）単位で適用される。

労働保険の適用及び労働保険料の徴収を行うにあたり、「有期事業と継続事



業」及び「一元適用事業と二元適用事業」の区別が重要となる。

【図表1-1-2 有期事業と継続事業】

有期事業	事業の期間が予定される事業	建設工事、道路工事等
継続事業	有期事業以外の事業（事業の期間が予定されていない事業）	事務所、工場、商店等

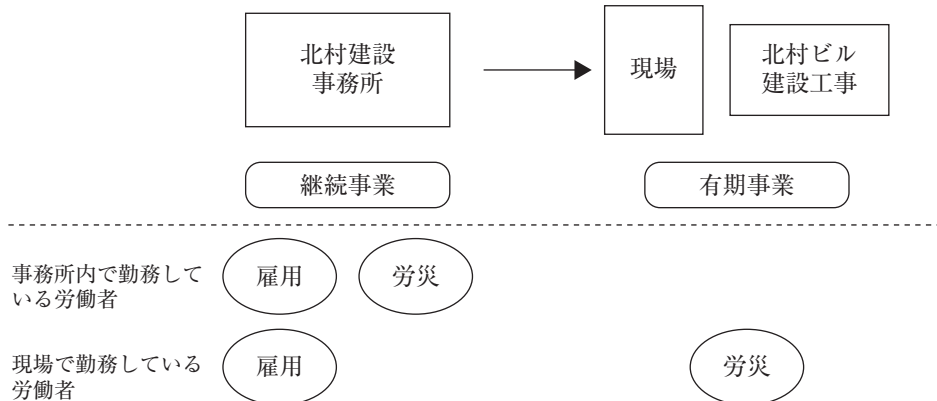
【図表1-1-3 一元適用事業と二元適用事業】

一元適用事業	二元適用事業以外の事業 (ほとんどの事業がこれにあたる。) 国 <sup>①</sup> の行う事業	労災保険と雇用保険の保険関係を一つの労働保険関係として取り扱い、保険料の納付・申告を一元的に処理するもの。
二元適用事業	① 都道府県及び市町村の行う事業 ② ①に準ずるものの行う事業 ③ 港湾労働法に規定する6大港における港湾運送 <sup>②</sup> を行う事業(※) ④ 農林水産の事業 ⑤ 建設の事業	労災保険と雇用保険の保険関係ごとに別個の事業とみなして取り扱い、保険料の納付・申告を別個に処理するもの。

(※) 港湾労働法の適用される港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門）

### <二元適用事業の例（建設事業）>

現場と事務所で適用される保険の種類が異なるため、一元的に処理することができない。従って、二元適用事業とされている。



- 二元適用事業については、労災保険の適用を受ける人と雇用保険の適用を受けるとの「ズレ」が著しく、一元での適用が難しいからと考えると理解が進む。
- 都道府県及び市町村が行う事業においては、
  - ア 労災保険の適用を受けるのは「現業部門の非常勤職員」
  - イ 雇用保険の適用を受けるのは「離職した場合に他の法令等に基づいて支給

を受けるべき諸給与の内容が雇用保険の求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められない者」である。

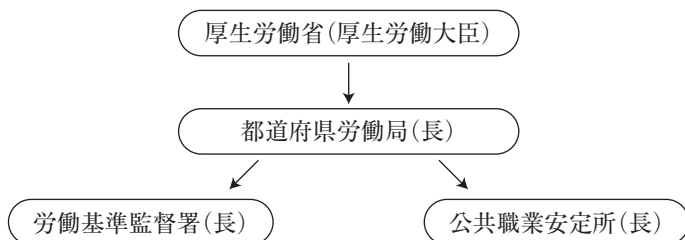
- 国の行う事業については、労災保険が全面的に適用除外とされており、労災保険に係る保険関係の成立する余地がない（雇用保険に係る保険関係についてのみ、成立する可能性がある）ため、二元適用事業とはされていない。
- **立木の伐採の事業**は、林業であり、**二元適用事業**に該当する。

## (2) 事務の所轄

### 所轄区分〔徴収則1条1項〕

徴収法の規定による労働保険に関する事務（以下「労働保険関係事務」という。）は、徴収法施行規則36条の規定により官署支出官が行う徴収法19条6項及び20条3項の規定による還付金の還付に関する事務を除き、一定の区分に従い、都道府県労働局長並びに労働基準監督署長及び公共職業安定所長が行う。

行政機構の系列は、次のようになっている。



#### ア **所轄都道府県労働局長**が行う事務（徴収則1条1項1号・2項）

労働保険関係事務（所轄労働基準監督署長及び所轄公共職業安定所長が行う事務及び労働保険料の徴収等に関する事務を除く）

具体的には、権限の委任（徴収法45条）\*の規定により、都道府県労働局長に委任された権限に関する事務等がこれにあたる。

\* 権限の委任については、Chapter10の§1の1-2の(4)参照。

#### イ 所轄労働基準監督署長が行う事務（徴収則1条1項2号）

a 労働保険事務組合に**労働保険事務の処理を委託しない**一元適用事業（雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業を除く）に係る申請書等の事務

b 労災保険に係る保険関係が成立している二元適用事業に係る申請書等の事務

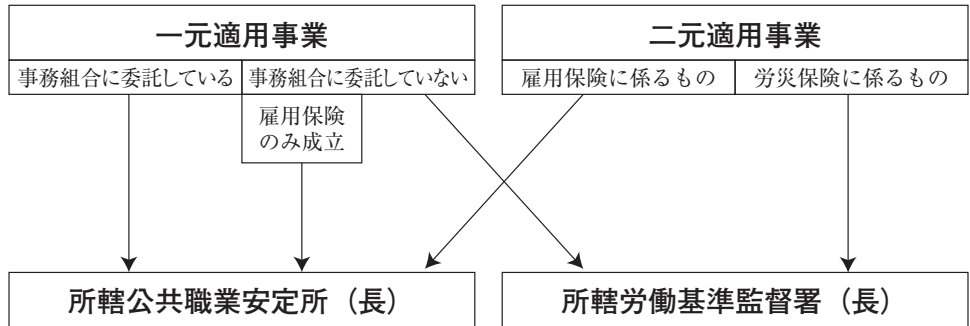
#### ウ **所轄公共職業安定所長**が行う事務（徴収則1条1項3号）

a 労働保険事務組合に**労働保険事務の処理を委託する**一元適用事業の申請書等の事務

b 労働保険事務組合に**労働保険事務の処理を委託しない**一元適用事業のうち、**雇用保険に係る保険関係のみ**が成立している事業に係る申請書等の事務

- c 雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業に係る申請書等の事務

【図表1-1-4 労働基準監督署長と公共職業安定所長の分掌】



【図表1-1-5 事務の所轄】

都道府県労働局長	① 暫定任意適用事業所の適用の認可及び適用の取消しの認可に係る事務、請負事業の一括における下請事業の分離の認可に係る事務、継続事業の一括の認可に係る事務	労働基準監督署長	① 労働保険事務組合に <b>労働保険事務の処理を委託していない</b> 一元適用事業の申請書等の事務 ② 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業の申請書等の事務
	② 労働保険事務組合の <b>認可、廃止、認可の取消</b> に関する事務	公共職業安定所長	① 労働保険事務組合に <b>労働保険事務の処理を委託する</b> 一元適用事業の申請書等の事務 ② 労働保険事務組合に <b>労働保険事務の処理を委託していない</b> 一元適用事業で、 <b>雇用保険に係る保険関係のみ</b> が成立している事業の申請書等の事務 ③ 雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業の申請書等の事務

### 所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う事務〔徴収則1条3項〕

労働保険関係事務のうち、次の労働保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。）が行う。

- ① 一般保険料並びにこれに係る徴収金の徴収に関する事務
- ② 第一種～第三種特別加入保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務
- ③ 印紙保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務
- ④ 特例納付保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務

### (3) 届書の経由

#### 年金事務所の経由（徴収則78条2項3号）

事業主が所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に対して行う「保険関係の成立の届出」の規定による届書（社会保険適用事業所<sup>\*</sup>の事業主が当該届書を提出する場合に限り、健康保険及び厚生年金保険の新規適用事業所の

届出の規定による届書又は雇用保険の事業所の設置に係る届書を提出を併せて行う場合を除く。）、「名称、所在地等の変更の届出」の規定による届書又は「代理人の選任・解任の届出」の規定による届書であって継続事業に係るものの提出は、年金事務所を経由して行うことができる。

※社会保険適用事業所とは、厚生年金保険又は健康保険の適用事業所をいう。

博士からひとこと



保険関係の成立の届出（保険関係成立届）については、別途、届書の経由の規定が設けられています（Chapter 2 の § 1 の1-1の(2)の③でまとめて紹介しています）。